平成２４年（フ）第１１８号
福井県越前市粟田部町37号10番地
債務者　株式会社越前石油
代表者代表取締役　三田村國代
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
福井県越前市粟田部町39号16番地
債務者　越前運輸株式会社
代表者代表取締役　三田村國代
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時15分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４０号
大阪府泉大津市若宮町１番11号
債務者　エンゼルピック株式会社
代表者代表取締役　新潟　正康
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５号
京都府舞鶴市大字長浜小字宮谷801番の２
債務者　有限会社金海運輸
代表者取締役　金海　智英
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１６７６号
大阪市住吉区長居１丁目９番29号
債務者　有限会社イハラ
代表者代表取締役　井原　武男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０号
松江市宍道町白石1745番地50
債務者　有限会社本村商事
代表者代表取締役　本村　　裕
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
松江地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４０号
長野県上田市上丸子261番地13
債務者　宮下　幸敏
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２５号
函館市新川町12番８号
債務者　福澤　明美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０３４号
大阪府豊中市立花町３丁目14―17、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町２丁目31番９号
債務者　吉岡　　悟
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１号
茨城県石岡市小幡2304番地
債務者　飯田　孝雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　英子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４５号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目17番３号
債務者　金谷　政男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　太志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５号
長崎県長崎市丸山町５番３号　松尾ビル201
債務者　尾上　永芳
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
静岡県沼津市下香貫宮脇305番地レオパレス宮脇110号室、前住所静岡県沼津市西沢田1073番地の24
債務者　鈴木　健二（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　　潤
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５２７２号
東京都荒川区南千住１―56―８　ＮＭＢ302、住民票上の住所東京都荒川区荒川１丁目32―14―301
債務者　清水　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　郁子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９８号
東京都江東区亀戸１丁目16―６―303
債務者　相馬　美江（旧姓筑木）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺沼　貞光
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４０５号
埼玉県熊谷市宮町１丁目９―10
債務者　遠山　智美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木いづみ
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部